

鹿児島県業務継続計画

令和2年10月

鹿児島県

目 次

第1章 総則	1
1 業務継続計画とは	1
2 業務継続計画の効果	1
3 業務継続計画の基本方針	2
4 業務継続計画の対象組織	2
第2章 災害の想定	3
1 想定地震等の位置図	3
2 各市町村の最大震度等	4
3 その他	5
第3章 非常時優先業務	6
1 非常時優先業務の範囲	6
2 非常時優先業務の選定等	6
第4章 非常時優先業務の実施体制	7
1 参集可能職員数の把握	7
2 非常時優先業務に係る要員調整	7
3 指揮命令系統の確立	7
第5章 業務継続のための執務環境の確保	8
1 執務環境の現状及び課題	8
2 代替庁舎	14
第6章 今後の取組	15
1 業務継続計画の周知	15
2 業務継続計画の継続的な改善	15
別表	
・非常時優先業務一覧表（本庁）	17
・非常時優先業務一覧表（地域振興局・支庁及び教育事務所）	31

(履歴)

平成27年3月 策定
平成28年3月 改訂
平成29年4月 改訂
令和2年10月 改訂

第1章 総則

1 業務継続計画とは

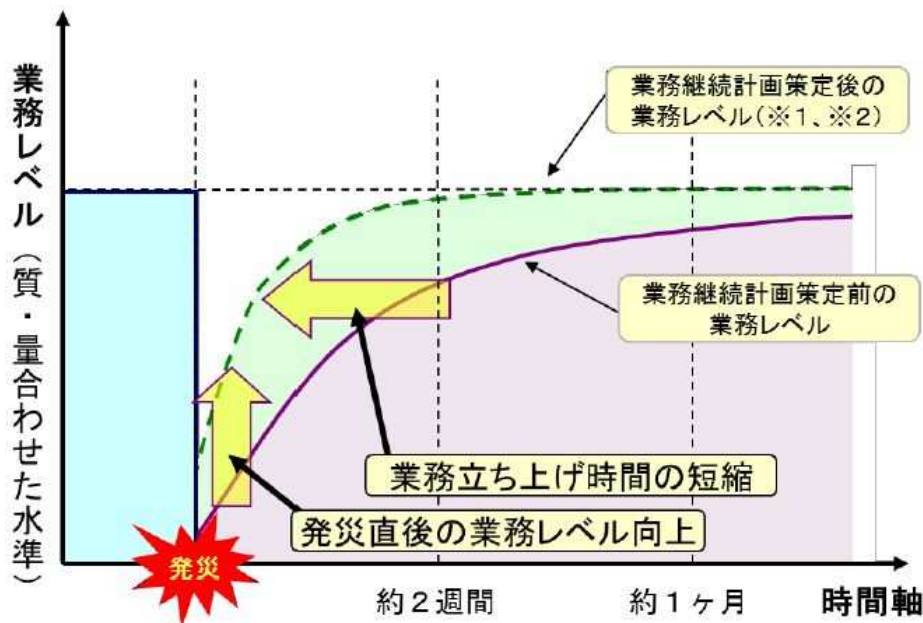
業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

地方公共団体の防災対策を定めた計画としては地域防災計画があり、これを補完して具体的な体制や手順等を定めたものとしては各種の災害対応マニュアルがあるが、業務継続計画は、これらの計画等を補完し、又は相まって、地方公共団体自身が被災し、資源制約が伴う条件下においても非常時優先業務の実施を確保するものである。

2 業務継続計画の効果

業務継続計画をあらかじめ策定（継続的改善を含む。）することにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上等の効果が得られ、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

【業務継続計画の策定に伴う効果の模式図】



※1 業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。

※2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

出典：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続計画の手引き（H28.2：内閣府）

3 業務継続計画の基本方針

県は、大規模災害発生時において、次の方針に基づき業務を継続する。

県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、非常時優先業務を全庁的体制により、最優先で実施し、非常時優先業務以外の通常業務は、積極的に休止、縮小する。

4 業務継続計画の対象組織

業務継続計画は、地域防災計画と密接な関連性を有する計画であることから、県災害対策本部の構成組織である知事部局、教育庁、県立病院局及び工業用水道部並びに支部の構成組織である地域振興局及び支庁を対象とする。

【地域防災計画と業務継続計画との関係（内容の主な相違点）】

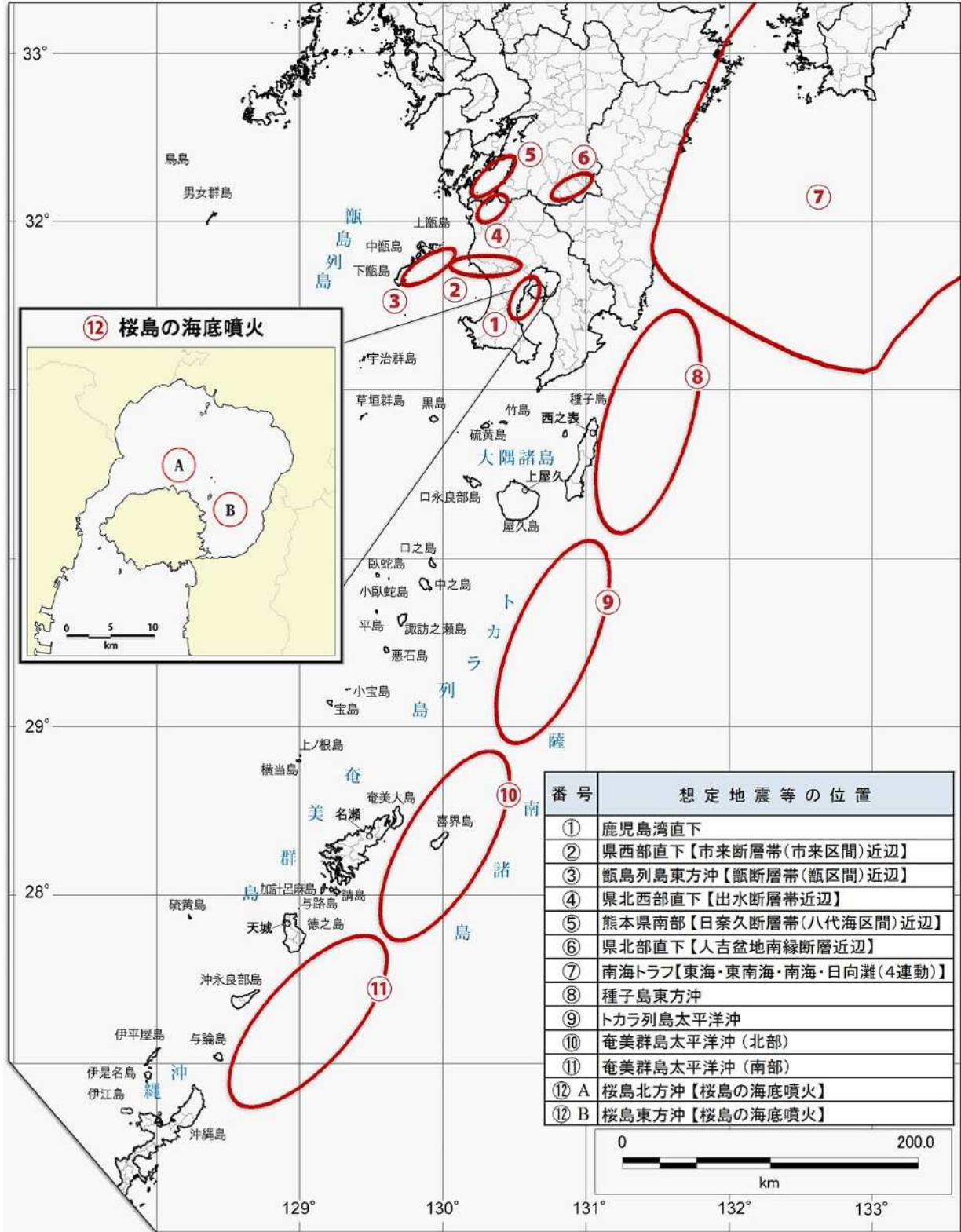
	地域防災計画	業務継続計画
作成主体等	・地方防災会議が作成し、都道府県、市町村、防災関係機関等が実施する計画である。	・都道府県又は市町村が作成し、自らが実施する計画である。
計画の趣旨	・災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	・発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画である。
行政の被災	・行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある。	・行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	・災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。	・非常時優先業務を対象とする（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。
業務開始目標時間	・業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない（一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もある。）。	・非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。
業務に従事する職員の水・食料等の確保	・業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない。	・業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する必要がある。

出典：大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続計画の手引き（H28.2：内閣府）

第2章 災害の想定

本計画で想定する災害は、「鹿児島県地震等災害被害予測調査」(H24～H25)における想定地震等(以下「想定地震等」という。)とする。

1 想定地震等の位置図



2 各市町村の最大震度等

市町村名	最大震度		最大津波高		最大津波到達時間	
	震度	地震番号	津波高(m)	地震番号	時間(分)	地震番号
鹿児島市	7	①	3.40	①	13	①
鹿屋市	6弱	①,⑦,⑧	3.30	⑦	32	①
枕崎市	5強	①,③,⑧	3.79	⑦	55	②
阿久根市	6強	④	4.43	③	33	③
出水市	7	④	2.19	⑤	27	⑤
指宿市	6弱	⑧	4.60	⑦	40	①
西之表市	6強	⑧	10.27	⑦	35	⑦
垂水市	6強	①	2.50	⑦	34	①
薩摩川内市(本土)	6強	②	4.69	③	11	②
薩摩川内市(甌島)	6強	③	9.25	③	19	③
日置市	6強	②	6.58	③	24	②
曾於市	6強	⑦,⑧	—	—	—	—
霧島市	6弱	⑦,⑧	3.29	⑦	124	①
いちき串木野市	7	②	7.30	③	12	②
南さつま市	6弱	②	7.30	③	27	③
志布志市	6強	⑦,⑧	6.41	⑦	49	⑦
奄美市	6強	⑩	8.42	⑩	39	⑩
南九州市	6弱	①,⑧	3.91	⑦	57	①
伊佐市	6弱	⑦	—	—	—	—
始良市	6弱	①,②,⑦	2.58	⑦	8	①
三島村	5強	⑧	3.96	⑦	75	②
十島村	5強	⑨	8.69	⑨	40	⑨
さつま町	6弱	④,⑦	—	—	—	—
長島町	7	⑤	3.40	⑦	30	③
湧水町	6弱	⑦	—	—	—	—
大崎町	6弱	⑦,⑧	7.32	⑦	41	⑧
東串良町	6弱	⑧	7.37	⑦	41	⑧
錦江町	6弱	⑧	3.18	⑦	29	①
南大隅町	6弱	⑧	6.83	⑦	42	①
肝付町	6弱	⑦,⑧	8.54	⑦	45	⑦
中種子町	6強	⑧	8.90	⑦	33	⑦
南種子町	6強	⑧	8.99	⑦	32	⑦
屋久島町	6弱	⑧,⑨	12.01	⑦	36	⑨
大和村	6弱	⑩	4.64	⑦	55	⑨
宇検村	6弱	⑩,⑪	3.09	⑦	46	⑩
瀬戸内町	6弱	⑩,⑪	6.43	⑪	50	⑨
龍郷町	6弱	⑩	6.14	⑩	41	⑩
喜界町	7	⑩	5.09	⑩	22	⑩
徳之島町	6強	⑪	7.33	⑪	27	⑪
天城町	6強	⑪	4.61	⑪	33	⑪
伊仙町	6弱	⑪	9.60	⑪	25	⑪
和泊町	5強	⑪	7.04	⑪	27	⑪
知名町	6弱	⑪	5.08	⑪	22	⑪
与論町	6弱	⑪	4.58	⑪	30	⑩

【想定地震】

- ①鹿児島湾直下 ②県西部直下 ③甌島列島東方沖 ④県北西部直下
 ⑤熊本県南部 ⑥県北部直下 ⑦南海トラフ ⑧種子島東方沖
 ⑨トカラ列島太平洋沖 ⑩奄美群島太平洋沖(北部) ⑪奄美群島太平洋沖(南部)

市町村名	⑫A 桜島北方沖 (桜島の海底噴火)		⑫B 桜島東方沖 (桜島の海底噴火)	
	津波高 (m)	到達時間 (分)	津波高 (m)	到達時間 (分)
鹿児島市【桜島港(塩屋ヶ元地区)】	3.08	13	5.89	6
鹿児島市【桜島港(宇土地区)】	3.40	11	7.78	2
鹿児島市【大燃港(黒崎町)】	2.99	10	12.69	2
鹿児島市【桜島港(新島地区)】	7.23	3	5.09	3
鹿児島市【桜島港(高免地区)】	12.80	2	4.08	11
鹿児島市【桜島港(白浜地区)】	7.83	2	2.50	10
鹿児島市【桜島港(西道地区)】	5.86	3	3.25	17
鹿児島市【桜島港(赤生原地区)】	3.33	6	3.06	14
鹿児島市【桜島港】	3.14	12	3.03	15
鹿児島市【桜島港(湯之持木地区)】	1.93	21	1.87	9
鹿児島市【鹿児島港】	3.35	9	3.00	22
鹿児島市【竜ヶ水】	6.62	4	3.14	12
始良市【脇元】	7.77	4	2.97	12
始良市【重富】	4.91	4	3.43	22
始良市【松原下】	4.13	5	4.56	14
始良市【別府川河口】	4.03	7	3.14	13
始良市【加治木】	5.57	4	2.98	8
霧島市【神造島】	8.70	3	5.52	6
霧島市【天降川河口】	4.41	4	4.04	5
霧島市【敷根】	3.57	6	3.79	6
霧島市【福山】	4.17	5	8.94	5
垂水市【牛根境】	5.82	5	9.40	2
垂水市【二川】	3.24	7	7.64	2
垂水市【牛根麓】	2.79	15	7.68	2
垂水市【垂水港】	1.84	19	1.84	15
鹿屋市	1.95	64	1.95	49
指宿市	1.71	29	1.66	56
錦江町	1.71	56	1.70	38

3 その他

想定地震等以外の大規模災害が発生した場合においても、当該災害の事態の推移に応じ、本計画を参考にすることとする。

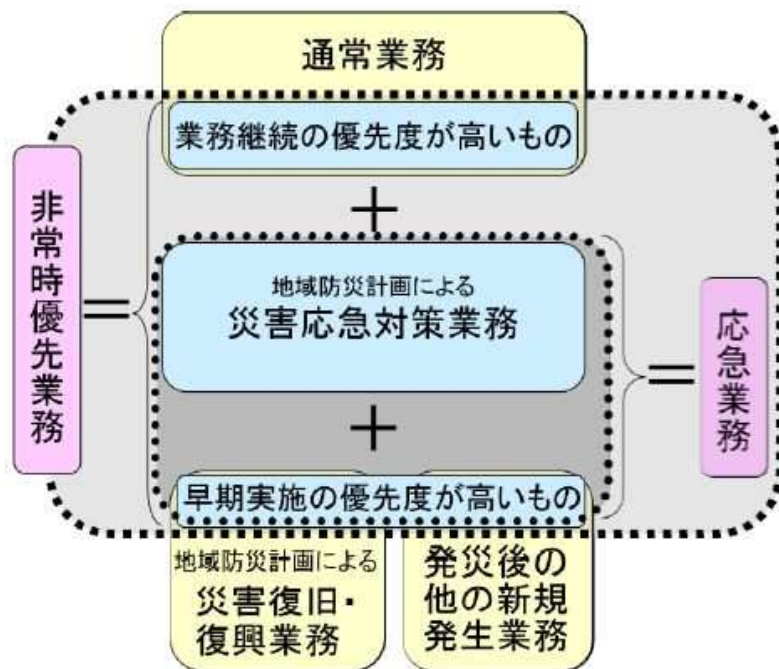
第3章 非常時優先業務

1 非常時優先業務の範囲

非常時優先業務は、災害時において優先して実施する業務であり、「応急業務」と「優先すべき通常業務（通常業務のうち業務継続の優先度が高いもの）」に大別される。

「応急業務」は、「鹿児島県地域防災計画」に基づき実施する災害関連の応急対策業務であり、「優先すべき通常業務」は、通常業務の中で、県民の安全確保に直結するものや、業務中断により県民生活や地域経済等に重大な支障を及ぼすものなど発災後であっても早急に開始・再開が求められる業務である。

【非常時優先業務のイメージ】



出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続計画の手引き」（H28.2：内閣府）

2 非常時優先業務の選定等

各所属ごとに、「1 非常時優先業務の範囲」のうちから、非常時優先業務を選定するとともに、業務開始目標時間を設定する。

業務開始目標時間は、業務内容に応じて、1時間、3時間、12時間、1日、3日、1週間、2週間の7区分に細分化して設定する。

なお、実際の災害発生時には、事態の状況等によっては、設定した業務開始目標時間にかかわらず必要な業務を実施するものとする。

(参考) 別表「非常時優先業務一覧表」

第4章 非常時優先業務の実施体制

1 参集可能職員数の把握

早朝・夜間や休日等の勤務時間外に大規模災害が発生した場合には、職員の確保は、最重要課題の一つであることから、各所属においては、平素より、所属職員の現住所、通勤手段の状況等により、非常時優先業務の執行に必要な職員の確保が可能かその把握に努めるものとする。

その際、職員本人及び家族の被災や、家屋の全半壊、救出・救助への従事等により、職員によっては参集出来ない場合があることも想定しておく必要がある。

2 非常時優先業務に係る要員調整

(1) 本庁

本庁の各部局等において非常時優先業務の執行に当たり、人員が不足する場合は、まず、第1次調整として各部局等内で調整（各部局等主管課で対応）することとし、さらに、各部局等内で不足する場合は、各部局等主管課が総務部人事課を経由して、他の部局等に応援を要請することとする。

(2) 地域振興局及び支庁

各地域振興局及び支庁（以下「振興局」という。）において非常時優先業務の執行に当たり、人員が不足する場合は、まず、第1次調整として各振興局内で調整（総務企画課で対応）することとし、さらに、各振興局内で不足する場合は、総務企画課が総務部人事課を経由して、他の振興局又は本庁に応援を要請することとする。

3 指揮命令系統の確立

大規模災害発生時においては、非常時優先業務を迅速かつ的確に執行する必要があることから、各所属においては、決裁又は同意について権限を有する者（以下「決裁者等」という。）が不在の場合にも迅速・適切に意思決定できるよう、代決者を含む指揮命令系統を日頃から十分周知・確認しておく必要がある。

非常時優先業務に係る指揮命令は、鹿児島県事務処理規則、鹿児島県教育庁等事務決裁規程、県立病院局事務処理規程、地域振興局及び支庁事務処理規程（以下、これらを合わせて「事務処理規則等」という。）に基づき、当該業務の決裁者等が行うこととなるが、決裁者等が不在であるときは、事務処理規則等の規定により、決裁区分等に応じて定められた代決の順位によることとなる。

事務処理規則等においては、第2位以下の代決者の代決は、「事務の内容が急施を要すると認められるものに限る」とされているが、決裁者等が登庁できず、かつ、電話等による指示も仰げない場合で、緊急に処理することが必要な事案については、この規定に基づき、第2位以下の代決者の活用を含め、適切に対応する。

【鹿児島県事務処理規則に基づく標準的な代決者の例】

決 裁 者	代 決 者 (順位)
部 局 長	次長（第1位）、主務課の課長（第2位）
課 長	課長補佐（第1位）、技術補佐（第2位）、庶務担当係長（第3位）

第5章 業務継続のための執務環境の確保

大規模災害発生時に非常時優先業務を執行するためには、庁舎や電力、上下水道等の確保が必要であることを踏まえ、各庁舎の執務環境に係る現状把握及び課題抽出を行う。

1 執務環境の現状及び課題

(1) 庁舎

県庁舎	現状	<ul style="list-style-type: none"> 新耐震基準(震度6～7程度の地震に対して建物を倒壊させずに、人命を保障する考え方)で設計されており、また、県庁は海拔4.8mの位置に立地しており、鹿児島湾直下の地震で生じる津波は、鹿児島市付近で最大3.4mと想定されているため、甚大な被害は発生しない。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災では、間仕切壁や天井の一部脱落が報告されており、地震後、安全に避難するための経路確保や活動拠点室の機能確保対策のための検討が必要である。 規模の大きい空間における天井脱落が相次いでいることから、国において基準が見直されている。 県庁舎の場合、講堂が該当するが、災害時に活用する場合は、新たな基準に基づく検証が必要である。
主な出先庁舎	現状	<ul style="list-style-type: none"> 新耐震基準を満たす庁舎や補強工事を実施している庁舎であり、また、最大津波高より高い敷地に立地されていることから、甚大な被害は発生しない。 多くの庁舎が建設後30年を経過しており、老朽化が著しい状況にある。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災では、間仕切壁や天井の一部脱落が報告されており、地震後、安全に避難するための経路確保や活動拠点室の機能確保対策のための検討が必要である。 老朽化が著しい庁舎については、外壁や屋上防水、屋内天井などの計画的な維持補修を推進していく必要がある。

(2) 電力

県庁舎	現状	<ul style="list-style-type: none"> 停電に備え、地下1階に非常用発電機(2000KVA×2台)を設置し、72時間運転分の燃料を備蓄している。また、地下1階の非常用発電機が使用不能となった事態の対策として、バックアップ用の非常用発電機を17階に整備している。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策に係る業務内容等に応じた電力の確保を図る必要がある。 停電の長期化等が予想される場合などに電源車による仮設引き込み等の検討も必要である。
主な出先庁舎	現状	<ul style="list-style-type: none"> 非常用発電機を整備しており、停電時においても電力の供給は可能である。 老朽化の著しい発電機がある。 庁舎により発電機容量や運転時間に差がある。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化により更新が必要な発電機がある。 災害対策に係る業務内容等に応じた電力の確保を図る必要がある。

(3)電話・通信

県庁舎	現状	<ul style="list-style-type: none"> 代表回線40回線中5回線は、災害時発信専用である。 災害時優先電話回線は、各部署合計64回線である。 県庁舎電話交換機は保守点検を委託しており、交換機設備に障害が発生した場合は緊急通報装置により24時間対応する。 防災行政無線と接続していることにより、内線電話機から無線、衛星電話の使用が可能である。 電話交換機電源は、非常用発電機回路に接続しており、停電時に使用可能である。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 代表回線は2ルート引き込みとなっているが、NTTの同じ中継局を経由している。このため、NTT中継局に障害が発生した場合は外線が使用できなくなる。2回線を別の中継局経由にできないか検討を行う必要がある。 災害時、代表回線への着信量が増えた場合、ダイヤルインの積極的活用を促す必要がある。
主な出先庁舎	現状	<ul style="list-style-type: none"> 内線電話機からは一般回線の外、防災行政無線の使用が可能である。熊毛支庁、大島支庁については衛星系も使用できる。 災害時優先電話を複数回線有している。 電話交換機電源は、非常用発電機回路に接続しており、停電時に使用可能である。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 一般回線の不通が長期化した場合の対応の検討が必要である。 電話交換機に障害が発生した場合の早期復旧対策が必要である。 本土の主要な出先庁舎に衛星系の通信手段を確保する必要がある。

(4)情報システム

現状	<ul style="list-style-type: none"> 県庁舎が被災した場合は、本庁・県関係機関を結ぶ行政情報ネットワーク(県庁LAN)や、県・市町村等を結ぶ総合行政ネットワーク(LGWAN)等の通信ケーブル切断によるネットワーク途絶や、停電や空調停止等によるサーバーの異常停止に伴うシステム障害、データの破損・喪失などが想定される。 情報政策課の所管する仮想化基盤に搭載している情報システムについては、業務継続性の確保のために遠隔地バックアップを実施している。 各所属の所管する重要な情報システムについては、情報政策課が管理する保管庫に、所属の求めに応じてバックアップ媒体を保管するとともに、各所属においてICT-BCP(情報システムに係る業務継続計画)を策定し、業務継続性の確保に努めることとしている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 重要な情報システムの継続性を確保するため、最低限必要な資源(設備、要員、電力等)の状況を把握した上で、被害状況を想定し、代替策を検討しておく必要がある。

(5)ガス

県庁舎	現状	<ul style="list-style-type: none"> 日本ガス(株)が供給しており、地震時(震度5程度)には緊急遮断弁により自動で供給を遮断する。 緊急遮断弁が動作した場合は、供給元である日本ガス(株)が漏洩の有無等を点検し、安全を確認した後、供給を再開する。 ガスの供給が止まった場合、県庁食堂、18階展望レストラン、シャワー室等が使用できなくなる。 ※ 空調熱源機器(冷温水発生機)はガスを使用するが、一部重油で運転可能である。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 周辺道路等の被災状況により、供給業者が到着するまでに相当の時間を要する場合は、復旧にかなりの時間が必要である。 代替となる設備やシステム等の検討が必要である。
主な出先庁舎	現状	<ul style="list-style-type: none"> 都市ガスやLPガスにより供給されており、供給配管には緊急遮断弁が設置されている。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 周辺道路等の被災状況により、供給業者が到着するまでに相当の時間を要する場合は、復旧にかなりの時間が必要である。

(6)上下水道

県庁舎	現状	<ul style="list-style-type: none"> 断水した場合、飲料水は受水槽、高架水槽に貯水してある分は使用可能である。 トイレに使用する雑用水は、行政庁舎地下ピットの雨水貯留槽に貯水してある分は使用可能である。 断水が長期にわたる場合は、給水車やヘリコプターで水槽へ直接給水が可能である。 下水道が使用できない場合は、1階と地階のトイレは汚水槽にバキューム車を接続できれば使用可能である。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 周辺道路等の被災状況により、給水車やバキューム車等がアクセスできない場合は上水の使用は困難である。 仮設トイレの設置やペットボトル等による飲料水の確保等代替策の検討が必要である。
主な出先庁舎	現状	<ul style="list-style-type: none"> 受水槽又は高置水槽が設置されている庁舎は、貯水してある分は使用可能であり、断水が長期にわたる場合は給水車で水槽へ直接給水が可能である。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 周辺道路等の被災状況により、給水車がアクセスできない場合は上水の使用は困難である。 仮設トイレの設置やペットボトル等による飲料水の確保等代替策の検討が必要である。

(7)公用車(燃料含む。)

現 状	<ul style="list-style-type: none">管財課で所管する本庁共用車のうちマイクロバス等使用可能な車両を確保した上で、本部の指示に従い、公用車を運行させる。非常用の燃料は確保されていない。
課 題	<ul style="list-style-type: none">大規模な地震による道路や橋梁等の正確な被災状況を速やかに把握する必要がある。

(8)飲料水及び食料

現 状	<ul style="list-style-type: none">災害対策に従事する職員に対し、職員が3日間は必要な水分・栄養補給が出来るよう、非常食4500食を、平成26年度から5年の計画で備蓄中である。なお、5年後に備蓄が完了した際は、随時古いものから更新を予定している。非常食セットの数量は、大規模災害時に参集可能と仮定する職員約500名に対し、3日分(1日3食)相当を確保する計画としている。
課 題	<ul style="list-style-type: none">備蓄品の恒久的な保管場所について検討する必要がある。

(参考) 各庁舎の設備の現状 (令和2年4月時点)

庁舎名	耐震化状況	発電機(KVA)	電話・通信	ガス	給水(m ³)
県庁舎	新耐震基準 (*1)	72H運転可能 (*2) B1F:2基 4,000 17F:1基 60	一般回線 防災行政無線 衛星系(*3)	都市ガス 緊急遮断装置有 (*4)	受水槽 99 雑用水槽 420 緊急遮断装置有 (*5)
鹿児島 地域振興 局	新耐震基準	83H運転可能 1F:1基 500	一般回線 防災行政無線	都市ガス 緊急遮断装置有	受水槽 21 井水槽 45 緊急遮断装置有
南薩 "	新耐震基準 (補強工事済)	82H運転可能 1F:1基 45	一般回線 防災行政無線	プロパンガス 緊急遮断装置有	給水車等対応 受水槽 無
北薩 "	新耐震基準 (補強工事済)	26H運転可能 2F:1基 35	一般回線 防災行政無線	都市ガス プロパンガス 緊急遮断装置有	受水槽 10 緊急遮断装置無
始良・伊 佐 "	新耐震基準 (補強工事済)	16H運転可能 1F:1基 48	一般回線 防災行政無線	都市ガス 緊急遮断装置有	給水車等対応 受水槽 無
大隅 "	新耐震基準 (補強工事済)	83H運転可能 1F:1基 80 B1F:1基 45 (1F:ガス 2)	一般回線 防災行政無線	プロパンガス 緊急遮断装置有	受水槽 19 緊急遮断装置有

庁舎名	耐震化状況	発電機(KVA)	電話・通信	ガス	給水(m ³)
熊毛支庁	新耐震基準 (補強工事済)	46H運転可能 1F:1基 72 B1F:1基 40	一般回線 防災行政無線 衛星系	プロパンガス 緊急遮断装置有	受水槽 12 緊急遮断装置有
大島支庁	新耐震基準 (補強工事済)	41H運転可能 1F:1基 100	一般回線 防災行政無線 衛星系	都市ガス 緊急遮断装置有	受水槽 16 緊急遮断装置有

(*1) 震度6強から震度7程度の地震に耐えられる昭和57年以降の建築基準法の強度を満たしている。

(*2) 発電機の運転可能時間については、発電機がフル稼働時の計算となっており、実際はこれより長時間となる。

(*3) 衛星系とは、国・都道府県専用の衛星ネットワークや通信事業者の衛星携帯電話を活用したネットワーク。

(*4) 緊急時に供給ラインを遮断し、火災や爆発などの2次災害を防止する。

(*5) 緊急時に管路と水槽を遮断して、水槽の水を確保する。

2 代替庁舎

大規模災害発生時において、各庁舎が著しい損傷を受けたり、周辺地域が被災して職員が登庁できない場合等における代替庁舎については、以下のとおりとする。

庁舎名		代替庁舎			
		第1候補	第2候補	第3候補	
県庁行政棟		鹿児島地域振興局(本庁舎)	—	—	
地域振興局・支庁	鹿児島 本庁舎	かごしま県民交流センター	ハートピアかごしま	日置庁舎	
	南 薩 本庁舎	農業開発総合センター	指宿庁舎	—	
	北 薩 本庁舎	第二庁舎 (川薩保健所)	出水庁舎	さつま庁舎	
	始良・伊佐 本庁舎	霧島庁舎 (始良保健所)	伊佐庁舎	湧水庁舎	
	大 隅 本庁舎	大隅加工技術研究センター	—	—	
	熊 毛	本庁舎	農業開発総合センター 熊毛支場	—	—
		屋久島庁舎	屋久島町役場本庁舎	屋久島町役場安房支所	屋久島環境文化研修センター
	大 島	本庁舎	大島支庁別館	—	—
		瀬戸内庁舎	瀬戸内町役場	—	—
		喜界庁舎	喜界町役場	—	—
徳之島庁舎		徳之島第二庁舎 (徳之島保健所)	—	—	
沖永良部庁舎		鹿児島中央家畜保健衛生所(徳之島支所和泊町駐在)	和泊町役場	—	

(参考)

鹿児島県地域防災計画（地震災害対策編）

（第3部 第1章 第1節 第1 2 県災害対策本部の組織（抜粋））

本部は、原則として県災害対策本部（行政棟6階）に設置する。

県庁舎が被災し県庁内に設置できない場合は、鹿児島地域振興局本庁舎に設置する。

鹿児島地域振興局本庁舎が被災し、鹿児島地域振興局本庁舎内に設置できない場合には、県地域振興局庁舎の中から被災状況を勘案して、本部を設置する。

第6章 今後の取組

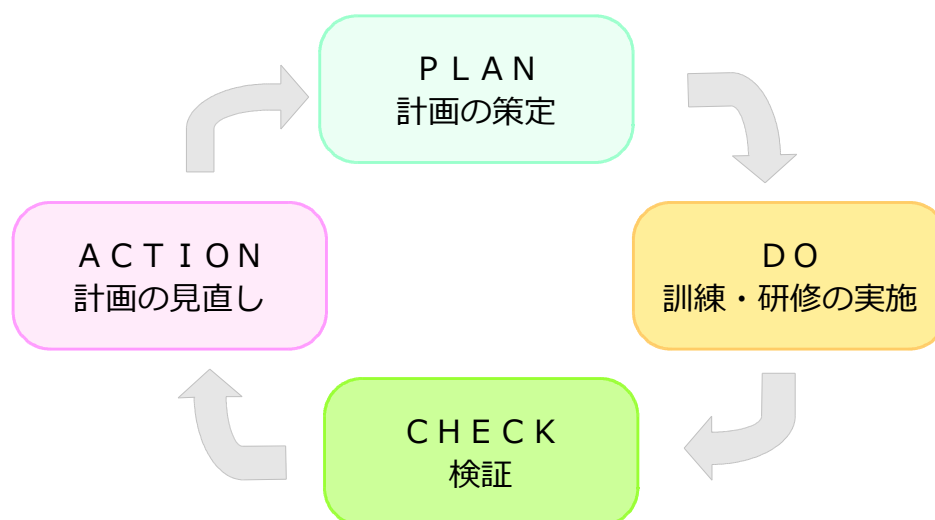
1 業務継続計画の周知

本計画を実効あるものとするためには、職員一人ひとりが、災害時に担う役割や施設等の資源制約の可能性について、平常時から認識しておくことが必要であるため、各所属においては、職場研修等の機会を利用して、本計画を周知するものとする。

2 業務継続計画の継続的な改善

業務継続体制の一層の充実を図るため、県地域防災計画の修正、組織の改正等の状況に応じ、本計画の必要な見直しを行うなど、PLAN（計画の策定）、DO（訓練・研修の実施）、CHECK（検証）、ACTION（計画の見直し）のPDCAサイクルによる継続的な改善を行う。

【業務継続計画の継続的な改善のイメージ】



鹿児島県業務継続計画 非常時優先業務一覧表

(本 庁)

各部局等の非常時優先業務一覧表 【応急業務】

○ 共通業務

「○」は業務の開始を、「→」は業務の継続を表す。

対策部名 (対策部長)	班名	業務内容	業務開始目標時点と実施期間							
			1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	
/	/	① 職員の非常配備及び緊急参集に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	
		② 職員の安否確認に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	
		③ 指揮命令系統の確立に関する事。	○	→						
		④ 執務室の安全確認及び保全措置に関する事。	○	→	→					
		⑤ 使用可能な所属内の業務資源の確認に関する事。		○	→	→				
		⑥ 参集職員からの情報収集に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	

○ 個別業務

「○」は業務の開始を、「→」は業務の継続を表す。

対策部名 (対策部長等)	班名	業務内容	業務開始目標時点と実施期間							
			1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	
危機管理防災対策部 (危機管理防災局長)	本部連絡班	① 県防災会議及び関係機関との連絡調整に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	
		② 本部会議に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	
		③ 各対策部及び関係機関の情報の収集及び連絡に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	
		④ 自衛隊等の出動要請に関する事。		○	→	→	→	→	→	
		⑤ 災害調書の作成及び中央機関への報告に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	
		⑥ 支部の災害対策事務に要する経費に関する事。							○	
		⑦ 無線通信の運用及び保守に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	
		⑧ 液化石油ガスその他の危険物に係る施設の被害状況の取りまとめ及び復旧促進に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	
		⑨ 本部長が特に命じたこと。	○	→	→	→	→	→	→	
		⑩ 受援に関する事	○	→	→	→	→	→	→	
総務対策部 (総務部長)	秘書班	① 本部長及び副本部長の秘書に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	
		人事班	① 対策部の総括に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
	② 災害時における人員の動員及び調整に関する事。			○	→	→	→	→	→	
	③ 市町村に対する応援の派遣に関する事。			○	→	→	→	→	→	
	④ 職員及び職員の家族の安否及び職員の住宅等の被害状況の確認並びに職員等への支援に関する事。			○	→	→	→	→	→	
	⑤ 部内各班の連絡調整に関する事。		○	→	→	→	→	→	→	
	学事法制班	① 県立短期大学及び私立学校(幼稚園を除く。)の被害の調査及び対策に関する事。		○	→	→	→	→	→	
		② 県立短期大学及び私立学校(幼稚園を除く。)の職員・学生等の安否及び安全確認に関する事。		○	→	→	→	→	→	
	市町村班	① リ災市町村への助言に関する事。							○	
		② 市町村の応急復旧に要する資金に関する事。					○	→	→	
	財政班	① 災害対策に必要な経費の予算経理に関する事。					○	→	→	
		② 県有財産の被害の調査に関する事。		○	→	→	→	→	→	
	税務班	① 災害による県税の減免に関する事。							○	
	総務事務班	① 職員の安全衛生管理に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	
		② 職員の災害の補償に関する事。							○	
		③ 災害に係る職員互助会及び地方職員共済組合との連絡調整に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	
		④ 職員寮の被災状況の確認に関する事。		○	→	→	→	→	→	

対策部名 (対策部長)	班名	業務内容	業務開始目標時点と実施期間						
			1時間 以内	3時間 以内	12時間 以内	1日 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内
文化スポーツ対策部 (文化スポーツ局長)	文化振興班	① 対策部の総括に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
		② 部内各班の連絡調整に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
		③ 文化振興課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。		○	→	→	→	→	→
	世界文化遺産班	① 他の班の応援に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	スポーツ振興班	① スポーツ振興課関係施設の被害の調査に関すること。		○	→	→	→	→	→
男女共同参画局対策部 (男女共同参画局長)	青少年男女共同参画班	① 対策部の総括に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
		② 青少年男女共同参画課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。		○	→	→	→	→	→
		③ 部内各班の連絡調整に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	くらし共生協働班	① 関連物資の価格需給動向の実態等調査に関すること。							○
		② 適正供給及び適正価格販売についての関連業界への要請等に関すること。				○	→	→	→
		③ 大規模小売店及びガソリンスタンド等の稼働状況等の把握に関すること。				○	→	→	→
		④ くらし共生協働課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。		○	→	→	→	→	→
人権同和対策班	① 他の班の応援に関すること。	○	→	→	→	→	→	→	
企画対策部 (企画部長)	企画班	① 対策部の総括に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
		② 部内各班の連絡調整に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	情報政策班	① 本庁と出先機関及び市町村とを結ぶ情報通信ネットワークの運用に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
		② 中核情報ネットワーク及び職員コミュニケーションシステムの運用に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
		③ 非常時優先業務に係る仮想化統合基盤の運用に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	地域政策班	① 他の班の応援に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	エネルギー政策班	① 他の班の応援に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	離島振興班	① 他の班の応援に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	交通政策班	① 公共交通機関の被害の調査に関すること。		○	→	→	→	→	→
	統計班	① 他の班の応援に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
PR・観光戦略対策部 (PR・観光戦略部長)	かごしまPR班	① 対策部の総括に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
		② 部内各班の連絡調整に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	広報班	① 広報に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
		② 災害写真に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
		③ 県の広報誌の発行に関すること。							○
		④ 報道機関等との連絡調整に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	観光班	① 観光関係の被害の調査及び報告に関すること。		○	→	→	→	→	→
国際交流班	① 外国人のり災状況調査等の支援に関すること。		○	→	→	→	→	→	
環境林務対策部 (環境林務部長)	環境林務班	① 対策部の総括に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
		② 流出油災害対策に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
		③ 環境林務課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。		○	→	→	→	→	→
		④ 林業関係の被害の調査及び報告の取りまとめに関すること。		○	→	→	→	→	→
		⑤ 地域振興局及び支庁の農林水産部林務水産課との連絡に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
		⑥ 林業を営む者に対する災害復旧に係る金融に関すること。							○
		⑦ 部内各班の連絡調整に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	廃棄物・リサイクル対策班	① ごみ、し尿及び廃棄物の応急対策に関すること。				○	→	→	→
② 回収油の処分についての連絡調整に関すること。		○	→	→	→	→	→		

対策部名 (対策部長)	班名	業務内容	業務開始目標時点と実施期間							
			1時間 以内	3時間 以内	12時間 以内	1日 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	
	自然保護班	① 野生生物の保護に関すること。				○	→	→	→	
		② 自然保護課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。		○	→	→	→	→	→	
	環境保全班	① 有害物質による環境汚染状況の把握に関すること。		○	→	→	→	→	→	
		② 環境保全課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。		○	→	→	→	→	→	
	森林経営班	① 造林地等の被害の調査及び対策に関すること。		○	→	→	→	→	→	
		② 森林経営課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。		○	→	→	→	→	→	
	かごしま材振興班	① 林道の被害の調査及び応急措置に関すること。		○	→	→	→	→	→	
		② 災害復旧用木材の供給に関すること。					○	→	→	
	森づくり推進班	① 治山関係施設等の被害の調査及び応急措置に関すること。		○	→	→	→	→	→	
		② 県営林の被害の調査に関すること。		○	→	→	→	→	→	
		③ 林野火災に関すること。		○	→	→	→	→	→	
		④ 森づくり推進課関係施設の被害の調査及び対策に関すること。		○	→	→	→	→	→	
	くらし保健福祉対策部 (くらし保健福祉部長)	保健医療福祉班	① 対策部の総括に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
			② 保健所との連絡に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
③ 社会福祉施設の被害状況の取りまとめに関すること。				○	→	→	→	→	→	
④ 医療機関(医療法(昭和23年法律205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。)との連絡及び医療機関への指示に関すること。			○	→	→	→	→	→	→	
⑤ 部内各班の連絡調整に関すること。			○	→	→	→	→	→	→	
⑥ 被災地への支援職員(保健所職員等)の派遣調整に関すること。				○	→	→	→	→	→	
⑦ り災者の医療救護に関すること。			○	→	→	→	→	→	→	
⑧ 災害救護事務(死体検案を含む。)に関すること。			○	→	→	→	→	→	→	
⑨ DMAT、医療救護班の派遣調整に関すること。			○	→	→	→	→	→	→	
⑩ 被災地における医療ニーズの把握に関すること。			○	→	→	→	→	→	→	
医師・看護人材班	① 他の班の応援に関すること。	○	→	→	→	→	→	→		
国民健康保険班	① り災した被保険者に関すること。				○	→	→	→		
社会福祉班	① 災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく諸対策に関すること。				○	→	→	→		
	② 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づく諸対策に関すること。						○	→		
	③ 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づく諸対策に関すること。						○	→		
	④ 日本赤十字社鹿児島県支部との連絡に関すること。	○	→	→	→	→	→	→		
	⑤ 義援金品に関すること。						○	→		
	⑥ 救助状況の報告に関すること。	○	→	→	→	→	→	→		
	⑦ ボランティア活動の情報提供に関すること。				○	→	→	→		
	⑧ 避難所の管理運営等の状況把握に関すること。		○	→	→	→	→	→		
	⑨ 備蓄物資の供給・給与に関すること。				○	→	→	→		
	⑩ 協定締結事業者への支援要請等に関すること。				○	→	→	→		
	⑪ 義援物資の募集・配分に関すること。				○	→	→	→		
	⑫ 要援護者への緊急支援(市町村が実施する援助へ協力)に関すること。		○	→	→	→	→	→		
健康増進班	① 感染症予防に関すること。				○	→	→	→		
	② 感染症の発生状況等の調査及び報告に関すること。				○	→	→	→		
	③ 被災地における栄養指導等に係る連絡調整業務に関すること。				○	→	→	→		
	④ り災した難病患者の援護に関すること。				○	→	→	→		

対 策 部 名 (対策部長)	班 名	業 務 内 容	業務開始目標時点と実施期間						
			1時間 以内	3時間 以内	12時間 以内	1日 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内
	障害福祉班	⑤ り災した透析患者の援護に関する事				○	→	→	→
		① り災した障害者の援護に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
		② 障害福祉課所管の社会福祉施設及び精神科病院の災害応急対策に関する事。				○	→	→	→
		③ 障害福祉課所管の社会福祉施設及び精神科病院の被災情報収集に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
		④ 災害精神保健医療情報システム(DMHSS)の運用に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
		⑤ 心のケアチーム(DPAT)の派遣調整に関する事。		○	→	→	→	→	→
		⑥ 被災した障害福祉課所管の社会福祉施設への支援に関する事。						○	→
	⑦ 被災施設に係る入所者の受入先の調整に関する事。		○	→	→	→	→	→	
	生活衛生班	① 災害時における水道その他の衛生施設の維持に関する事。				○	→	→	→
		② 水道施設の被害状況の把握、報告に関する事。		○	→	→	→	→	→
		③ 応援給水等の連絡調整に関する事。				○	→	→	→
		④ 特定動物飼養施設の被災情報収集及び被害動物の相談対応に関する事。		○	→	→	→	→	→
		⑤ 火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備業務に関する事。				○	→	→	→
	業務班	① 救急用医薬品、衛生資材及び防疫薬剤の調整及びあっせんに関する事。		○	→	→	→	→	→
		② 血液の確保に関する事。		○	→	→	→	→	→
	子ども家庭班	① り災した児童の援護に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
		② り災した母子世帯及び父子世帯の援護に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
		③ り災した妊産婦や乳幼児の援護に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
		④ 子ども家庭課所管の社会福祉施設の災害応急対策に関する事。				○	→	→	→
		⑤ 子ども家庭課所管の社会福祉施設の被災情報収集に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
		⑥ 被災した児童福祉施設への支援に関する事。						○	→
		⑦ 被災施設に係る入所者の受入先の調整に関する事。		○	→	→	→	→	→
	子育て支援班	① 子育て支援課所管の社会福祉施設及び私立幼稚園の被害の調査及び対策に関する事。		○	→	→	→	→	→
	高齢者生き生き推進班	① り災した高齢者の援護に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
		② 高齢者生き生き推進課所管の社会福祉施設の災害応急対策に関する事。				○	→	→	→
		③ 高齢者生き生き推進課所管の社会福祉施設の被災情報収集に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
		④ 被災した高齢者生き生き推進課所管の社会福祉施設への支援に関する事。						○	→
		⑤ 地域包括支援センターの被災情報収集及び支援に関する事。		○	→	→	→	→	→
		⑥ 被災施設に係る入所者の受入先の調整に関する事。		○	→	→	→	→	→
	商工労働水産対策部 (商工労働水産部長)	商工政策班	① 対策部の総括に関する事。	○	→	→	→	→	→
② 商工労働関係の被害の調査及び報告に関する事。				○	→	→	→	→	→
③ 災害用物資のあっせんに関する事。						○	→	→	→
④ 部内各班の連絡調整に関する事。			○	→	→	→	→	→	→
⑤ 所管団体加入企業の被害状況の調査に関する事。				○	→	→	→	→	→
⑥ 許可鉱山等の被害状況の調査に関する事。				○	→	→	→	→	→
中小企業支援班		① 中小企業に対する災害復旧に係る金融に関する事。						○	→
産業立地班		① 産業立地課の所掌事務関係の被害の調査に関する事。		○	→	→	→	→	→
雇用労政班		① 労働対策に関する事。							○
		② 訓練生の安否情報の収集に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
	③ 各公共職業安定所への所要人員の確保要請に関する事。				○	→	→	→	

対 策 部 名 (対策部長)	班 名	業 務 内 容	業務開始目標時点と実施期間						
			1時間 以内	3時間 以内	12時間 以内	1日 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内
		④ 危機管理防災課への災害対策基本法、災害救助法に基づく人員の確保要請に関する事。				○	→	→	→
	外国人材受入 活躍支援班	① 他の班の応援に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
	水産振興班	① 漁業関係の被害の調査に関する事。		○	→	→	→	→	→
		② 漁業協同組合施設等共同利用施設の被害の調査に関する事。		○	→	→	→	→	→
		③ 緊急輸送手段としての県有船舶の派遣及び漁船の派遣の要請に関する事。		○	→	→	→	→	
		④ 水産業を営む者に対する災害復旧に係る金融に関する事。							○
	漁港漁場班	① 漁港施設等の被害の調査に関する事。		○	→	→	→	→	→
		② 漁港漁場施設等の復旧等応急措置に関する事。				○	→	→	→
		③ 緊急輸送施設の確保に関する事。		○	→	→	→	→	→
		④ 漁港及び海岸保全施設の津波・高潮対策に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
		⑤ 災害時における航路標識に関する事。		○	→	→	→	→	→
		⑥ 災害時における公有水面に関する事。		○	→	→	→	→	→
		⑦ 漁港及び海岸保全施設の被害情報収集・報告に関する事。		○	→	→	→	→	→
農政対策部 (農政部長)	農政班	① 対策部の総括に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
		② 農業関係の被害の調査及び報告に関する事。		○	→	→	→	→	→
		③ 地域振興局及び支庁の農林水産部農政普及課との連絡に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
		④ 部内各班の連絡調整に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
		⑤ 卸売市場施設の被害の調査に関する事。		○	→	→	→	→	→
		農村振興班	① 開拓財産等の被害の調査及び応急対策に関する事。					○	→
		農業経済班	① 農業協同組合施設等共同利用施設の被害の調査に関する事。		○	→	→	→	→
			② 農業を営む者に対する災害復旧に係る金融に関する事。						○
			③ 被災農林漁者等に対する償還猶予等金融支援措置の依頼に関する事。					○	→
		経営技術班	① 農業関係の被害の調査に関する事。		○	→	→	→	→
			② 農業災害技術対策の樹立及び推進に関する事。					○	→
			③ 保管されている農業の安全対策に関する事。					○	→
		農産園芸班	① 炊き出し用主食の調達及びあっせんに関する事。				○	→	→
			② 炊き出し用副食物のあっせんに関する事。				○	→	→
			③ 救助用食糧のあっせんに関する事。				○	→	→
			④ 農産物等の被害の調査に関する事。		○	→	→	→	→
			⑤ 農業災害技術対策の樹立及び推進に関する事。						○
		畜産班	① 家畜及び家きん並びに畜産施設の被害の調査に関する事。		○	→	→	→	→
			② 飼料及び畜産物に関する事。			○	→	→	→
			③ 家畜伝染病予防及び防疫に関する事。				○	→	→
		農地整備班	① 農地及び農業用施設の被害の調査並びに応急対策に関する事。		○	→	→	→	→
			② 土地改良財産の被害の調査及び応急対策に関する事。		○	→	→	→	→
			③ 地域振興局及び支庁の農林水産部農村整備課との連絡に関する事。	○	→	→	→	→	→
			④ 農地海岸保全区域の被害調査及び応急対策に関する事。		○	→	→	→	→
		農地保全班	① 農地、農業用施設全般及び海岸保全施設の被害の調査並びに応急対策に関する事。		○	→	→	→	→
			② 地域振興局及び支庁の農林水産部農村整備課との連絡に関する事。	○	→	→	→	→	→
			③ 農業用施設の緊急被災調査・点検に関する事。		○	→	→		

対策部名 (対策部長)	班名	業務内容	業務開始目標時点と実施期間							
			1時間 以内	3時間 以内	12時間 以内	1日 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	
		④ 農地緊急防災点検に関する事。		○	→	→	→	→	→	
土木対策部 (土木部長)	監理班	① 対策部の総括に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	→
		② 部内各班の連絡調整に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	→
		③ 関係機関との連絡調整に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	→
		④ 大規模災害時初動応援チームの派遣に関する事。		○	→	→	→	→	→	→
	道路建設班	① 道路及び橋りょう等の被害の調査に関する事。		○	→	→	→	→	→	→
		② 道路の災害予防及び応急措置に関する事。				○	→	→	→	→
	道路維持班	① 道路及び橋りょう等の被害の調査に関する事。		○	→	→	→	→	→	→
		② 災害時における道路及び橋りょう等の使用に関する事。		○	→	→	→	→	→	→
		③ 道路の災害予防及び応急措置に関する事。				○	→	→	→	→
		④ 緊急輸送道路の確保に関する事。		○	→	→	→	→	→	→
	河川班	① 土木復旧事業の総括に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	→
		② 河川及び海岸の被害の調査及び対策に関する事。		○	→	→	→	→	→	→
		③ 水防法(昭和24年法律第193号)に基づく諸対策に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	→
		④ 水位、流量その他の情報に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	→
		⑤ 土木関係の被害の調査及び報告に関する事。		○	→	→	→	→	→	→
		⑥ 地域振興局及び支庁の建設部との連絡に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	→
	砂防班	① 砂防関係事業に係る被害の調査に関する事。		○	→	→	→	→	→	→
		② 砂防関係施設等の応急措置に関する事。				○	→	→	→	→
		③ 市町村等からの災害情報収集に関する事。		○	→	→	→	→	→	→
	港湾空港班	① 港湾の被害の調査に関する事。		○	→	→	→	→	→	→
② 津波及び高潮対策に関する事。		○	→	→	→	→	→	→	→	
③ 空港の被害の調査に関する事。			○	→	→	→	→	→	→	
④ 緊急輸送施設の確保に関する事。			○	→	→	→	→	→	→	
⑤ 港湾及び海岸保全施設の被害情報収集・報告に関する事。			○	→	→	→	→	→	→	
都市計画班	① 公園、下水道等の都市施設の被害の調査及び対策に関する事。		○	→	→	→	→	→	→	
	② 住民の避難場所の確保(吉野公園、石橋記念公園、谷山緑地)に関する事。		○	→	→	→	→	→	→	
	③ 被災した生活排水処理施設応急措置のための支援体制の確立に関する事。				○	→	→	→	→	
	④ 下水道対策本部の設置(「九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール」に基づく。)に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	→	
建築班	① 建築物の災害復旧の技術指導に関する事。					○	→	→	→	
	② 建築物及び宅地の被害の調査に関する事。		○	→	→	→	→	→	→	
	③ 県営住宅の被害の調査及び対策に関する事。		○	→	→	→	→	→	→	
	④ 住宅関係の融資に関する事。					○	→	→	→	
	⑤ 応急仮設住宅の建設に関する事。					○	→	→	→	
	⑥ 公営住宅等の供与に関する事。						○	→	→	
	⑦ 住宅の応急修理に関する事。						○	→	→	
国体・全国障害者 スポーツ大会対策部 (国体・全国障害者 スポーツ大会局長)	総務企画班	① 対策部の総括に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	
		② 部内各班の連絡調整に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	
	全国障害者 スポーツ大会班	① 他の班の応援に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	
	施設調整班	① 他の班の応援に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	

対 策 部 名 (対策部長)	班 名	業 務 内 容	業務開始目標時点と実施期間							
			1時間 以内	3時間 以内	12時間 以内	1日 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	
	競技式典班	① 他の班の応援に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	→
	競技力向上対策班	① 他の班の応援に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	→
出納対策部 (出納局長)	会計班	① 対策部の総括に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	→
		② 部内各班の連絡調整に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	→
	管財班	① 本部の応急設営に関する事。	○	→						
		② 災害時における本庁の施設の利用に関する事。	○	→	→	→	→			
		③ 有線通信の運用及び保守に関する事。	○	→	→	→	→			
		④ 本庁電気施設の保守及び非常発電に関する事。	○	→	→	→	→			
		⑤ 災害事務のための車両に関する事。	○	→	→	→	→			
	⑥ 救援物資の調達に関する事。				○	→				
教育対策部 (教育長)	教育総務福利班	① 対策部の総括に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	→
		② 学校施設等の被害の調査及び対策の取りまとめに関する事。		○	→	→	→	→	→	→
		③ 教職員及び教職員の家族の安否の確認並びに教職員の住宅の被害の調査に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	→
		④ 教育事務所との連絡に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	→
		⑥ 教職員の健康管理に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	→
		⑦ 教職員等住宅の被害の調査に関する事。		○	→	→	→	→	→	→
		⑧ 部内各班の連絡調整に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	→
		⑨ 災害対策本部との連絡調整業務に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	→
		学校施設班	① 学校施設の被害の調査及び対策に関する事。		○	→	→	→	→	→
	② 県立学校施設における避難所開設の協力に関する事。			○	→	→	→	→	→	→
	③ 市町村立学校施設における避難所開設の協力に関する事。			○	→	→	→			
	④ 県立学校施設の被害状況の把握(被害情報の収集・伝達・報告)に関する事。			○	→	→	→	→	→	→
	⑤ 市町村立学校施設の被害状況の把握(被害情報の収集・伝達・報告)に関する事。			○	→	→	→	→	→	→
	⑥ 県立学校施設の応急復旧の実施に関する事。						○	→	→	→
	⑦ 市町村が実施する学校施設の応急復旧に対する援助・協力に関する事。						○	→	→	→
	⑧ 県立学校の教育再開に係る仮校舎の設置等の応急措置に関する事。									○
	教職員班	① 教職員の動員及び調整に関する事。		○	→	→	→	→	→	→
		② 教職員の災害補償に関する事。								○
	義務教育班	① 児童及び生徒の避難その他の対策に関する事。		○	→	→	→	→	→	→
		② 授業に係る措置に関する事。					○	→	→	→
		③ 災害時の教科書及び学用品の調達及びあつせんに関する事。					○	→	→	→
		④ 公立小・中学校及び特別支援学校の応急授業の実施状況の把握及び支援(授業再開を含む。)に関する事。						○	→	→
	高校教育班	① 生徒の避難その他の対策に関する事。		○	→	→	→	→	→	→
		② 授業に係る措置に関する事。					○	→	→	→
		③ 県立中学校・高校の応急授業の実施状況の把握及び支援(授業再開を含む。)に関する事。						○	→	→
	保健体育班	① 児童及び生徒の避難その他の対策に関する事。		○	→	→	→	→	→	→
		② 社会体育施設の被害の調査に関する事。		○	→	→	→	→	→	→
		③ 通学路の被害状況の報告(被害情報の収集・伝達・報告)に関する事。		○	→	→	→	→	→	→
		④ 学校給食の応急復旧(状況把握)に関する事。				○	→	→	→	→
社会教育班	① 社会教育施設の被害の調査に関する事。		○	→	→	→	→	→	→	

対策部名 (対策部長)	班名	業務内容	業務開始目標時点と実施期間						
			1時間 以内	3時間 以内	12時間 以内	1日 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内
		② 社会教育施設の被害状況の報告(伝達・報告)に関する事。		○	→	→	→	→	→
	文化財班	① 文化財の被害状況の報告(被害情報の収集・伝達・報告)に関する事。		○	→	→	→	→	→
	人権同和教育班	① 他の班の応援に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
県立病院対策部 (県立病院事業管理者)	県立病院班	① 県立病院との連絡に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
		② 県立病院の被害の調査に関する事。		○	→	→	→	→	→
		③ 患者の避難その他の対策に関する事。		○	→	→	→	→	→
		④ 出勤要請の協力に関する事。		○	→	→	→		
		⑤ 県立病院が備蓄している医薬品、医療用器材等の供給の調整に関する事。		○	→	→	→	→	→
工業用水道対策部 (工業用水道部長)	工業用水班	① 対策部の総括に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
		② 部内の連絡調整に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
		③ 関係機関との連絡調整に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
		④ 工業用水道部所管の施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。		○	→	→	→	→	→
		⑤ 受水事業所内給水施設の被害の調査に関する事			○	→	→	→	→

各部局等の非常時優先業務一覧表 【優先すべき通常業務】

○ 共通業務

「○」は業務の開始を、「→」は業務の継続を表す。

部 局 等 名	課 等 名	業 務 内 容	業務開始目標時点と実施期間						
			1時間 以内	3時間 以内	12時間 以内	1日 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内
/	/	① 予算関係事務に関すること。					○	→	→
		② 会計事務(収入・支払等)に関すること。					○	→	→
		③ 文書の発送等に関すること。					○	→	→
		④ 庶務事務に関すること。		○	→	→	→	→	→
		⑤ 情報公開に関すること。					○	→	→
		⑥ 議会関係事務に関すること。					○	→	→

○ 個別業務

「○」は業務の開始を、「→」は業務の継続を表す。

部 局 等 名	課 等 名	業 務 内 容	業務開始目標時点と実施期間						
			1時間 以内	3時間 以内	12時間 以内	1日 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内
危機管理防災局	危機管理課	① 危機事象に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
		② 国民保護関連システムに関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	災害対策課	① 防災行政無線、消防防災無線及び水防無線に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
		② 防災関連システムに関すること。	○	→	→	→	→	→	→
		③ 防災研修センターに関すること。				○	→	→	→
	原子力安全対策課	① 原子力安全対策及び原子力防災対策に関すること(他課の所管に属するものを除く。)	○	→	→	→	→	→	→
	消防保安課	① 高圧ガス、液化石油ガス、火薬類及び猟銃の製造、販売等の規制に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
		② 石油コンビナート施設等に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
		③ ガス事業に関すること。				○	→	→	→
		④ 危険物施設の設置、変更等に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
⑤ 消防学校に関すること。		○	→	→	→	→	→	→	
⑥ 防災航空センターに関すること。		○	→	→	→	→	→	→	
総務部	人事課	① 国若しくは都道府県職員の派遣要請と派遣あっせんに係る調整(給与の取扱いの検討を含む)に関すること。		○	→	→	→	→	→
		② 行政組織管理業務(必要最小限のもの)に関すること。						○	→
	学事法制課	① 文書庫、公印の使用に関する業務に関すること。		○					
		② 文書物件の收受、発送及び使送に関する業務に関すること。							○
		③ 県公報の発行に関すること。			○	→	→		
	市町村課	① 住民基本台帳ネットワークシステム復旧対応に関すること。				○	→	→	→
		② 選挙の延期等調整業務に関すること。				○	→		
	財政課	① 予算の財務機能の維持に関すること。				○	→	→	→
		② かごしま応援寄附金の受付及び収納に関する業務に関すること。						○	→
	税務課	① 県税収入管理業務に関すること。							○
		② 税務電算システム運用管理業務に関すること。							○
	総務事務センター	① 庶務事務システムの維持・運用に係る業務に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
		② 給与の集中管理業務に関すること。				○	→	→	→
		③ 地方職員共済組合との連絡調整に関すること。						○	→
④ 職員の健康相談に関する業務に関すること。							○	→	

部 局 等 名	課 等 名	業 務 内 容	業 務 開 始 目 標 時 点 と 実 施 期 間							
			1時間 以内	3時間 以内	12時間 以内	1日 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	
文化スポーツ局	文化振興課	① 歴史・美術センター黎明館管理に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	
		② 文化振興課所管の指定管理者に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	
	スポーツ振興課	① スポーツ振興課所管の指定管理者に関する事	○	→	→	→	→	→	→	
男女共同参画局	青少年男女共同参画課	① 配偶者暴力相談支援センターに関する事。(総括)					○	→	→	
	くらし共生協働課	① 交通事故相談所運営業務に関する事。					○	→	→	
		② 犯罪被害者等支援業務に関する事。					○	→	→	
		③ 消費生活センター等相談機関での相談対応(調整等支援)に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	
企画部	情報政策課	① 情報セキュリティ対策に関する事。				○	→	→	→	
		② 機械室の管理に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	
		③ パソコンの維持管理に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	
	エネルギー政策課	① 電力需給対策に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	
	交通政策課	① 公共交通の運行状況の調査に関する事。		○	→	→	→	→	→	
PR・観光戦略部	観光課	① ホームページやマスコミを通じた観光施設等災害広報に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	
環境林務部	環境林務課	① 森林土木積算システムの使用可能な環境整備に関する事。					○	→	→	
	廃棄物・リサイクル対策課	① 産業廃棄物の不法投棄等への対応(健康被害・著しい環境汚染のあるもの)に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	
	自然保護課	① 自然公園管理業務許認可等に関する事。(必要最小限のもの)						○	→	
		② 鳥類の大量死等に関する情報の収集及び関係機関と連携した簡易検査の実施に関する事。				○	→	→		
		③ 鳥獣保護 許認可等に関する事(必要最小限のもの)。						○	→	
	環境保全課	① 大気汚染、水質汚濁状況の把握、対策に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	
	森林経営課	① 森林計画図簿の管理・交付に関する事。				○	→	→	→	
	かごしま材振興課	① 木材生産・加工・流通施設等の被害調査・報告に関する事。					○	→	→	
		② 木材(原木を含む)の生産・加工・流通対策に関する事。					○	→	→	
		③ 林道事業及び林道災害復旧事業に関する事。					○	→	→	
森づくり推進課	① 治山事業の企画・予算・設計審査・工事執行の指導に関する事。				○	→	→	→		
	② 保安林の伐採限度公表及び国有林の伐採協議事務に関する事。				○	→	→			
くらし保健福祉部	保健医療福祉課	① 病院、診療所等の指導に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	
		② 医療法、医師法等の施行に関する事。				○	→	→	→	
		③ 臨時診療所等の設置、廃止、変更に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	
		④ 医療安全支援センターに関する事。				○	→	→	→	
		⑤ 医療法人の設立認可等及び指導に関する事。							○	
	医師・看護人材課	① 保健師助産師看護師法の施行に関する事(保健師、助産師、看護師及び准看護師免許申請・交付、准看護師試験の実施に関する事務)。						○	→	
	国民健康保険課	① 保険者に対する指導助言(国保及び後期高齢者医療)に関する事。				○	→	→	→	
	社会福祉課	① 生活福祉資金に関する業務に関する事。						○	→	
		② 被災地区実施機関(支援給付)への支援に関する業務に関する事。					○	→	→	
		③ 被災地区実施機関(生活保護)への支援に関する業務に関する事。					○	→	→	
		④ 生活保護システムの維持・運用に関する業務に関する事。					○	→	→	
	健康増進課	① 原爆被爆者援護法に定める手当の支給に関する業務に関する事。						○	→	
		② 管理栄養士、栄養士、調理師免許申請・交付に関する業務に関する事。						○	→	
③ ハンセン病療養所入所者家族生活援護費の支給に関する業務に関する事。							○	→		

部 局 等 名	課 等 名	業 務 内 容	業務開始目標時点と実施期間						
			1時間 以内	3時間 以内	12時間 以内	1日 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内
	障害福祉課	① 措置入院命令及び移送に関する業務に関する事。				○	→	→	→
		② 障害者支援施設等への助言及び指導に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
		③ 視聴覚障害者情報センターへの助言及び指導に関する事。					○	→	→
		④ 障害者自立交流センターへの助言及び指導に関する事。						○	→
	生活衛生課	① 食中毒、レジオネラ症等の対応に関する事。				○	→	→	→
		② 食品衛生関係苦情・県民相談対応に関する事。					○	→	→
		③ 動物咬傷事故等の対応・被災動物相談対応に関する事。					○	→	→
	業務課	① 血液供給体制(血液センターとの連携)に関する事。				○	→	→	→
		② 毒物劇物の流出事故等の対応に関する事。				○	→	→	→
		③ 薬局等の指導に関する事。				○	→	→	→
		④ 免許事務(医薬品医療機器等法、薬剤師法、毒物劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法等)に関する事。						○	→
	子ども家庭課	① 児童虐待防止対策事務(要保護児童対策)に関する事。						○	→
		② 児童福祉施設の整備事務に関する事。							○
		③ 母子保健指導事務に関する事。					○	→	→
		④ 先天性代謝異常等検査事業事務に関する事。						○	→
		⑤ 母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付事務に関する事。						○	→
	子育て支援課	① 子育て支援課所管の社会福祉施設及び私立幼稚園の被害の調査及び対策に関する事。		○	→	→	→	→	→
	高齢者生き生き推進課	① 介護保険審査請求等に関する事務に関する事。						○	→
		② 介護保険、サービスに係る相談・苦情対応業務に関する事。						○	→
		③ 介護支援専門員、喀痰吸引登録申請等処理事務に関する事。						○	→
④ 社会福祉法人に係る設置認可事務に関する事。							○	→	
⑤ 老人福祉施設に係る設置認可事務に関する事。							○	→	
⑥ 高齢者虐待相談対応業務に関する事。					○	→	→	→	
商工労働水産部	中小企業支援課	① 中小企業制度融資の情報提供、信用保証協会との連絡調整に関する事。					○	→	→
	雇用労政課	① 公共職業訓練を受講中の離転職者への訓練手当支給事務に関する事。						○	→
	水産振興課	① 漁業協同組合施設等共同利用施設の災害復旧申請に関する事。							○
	漁港漁場課	① 漁港財産、漁港施設の管理に関する事。				○	→	→	→
② 災害復旧事業の調査、報告申請に関する事。			○	→	→	→	→	→	
③ 手戻調査、応急処置、報告に関する事。			○	→	→	→	→	→	
農政部	農政課	① ホームページやマスコミを通じた農業等災害広報に関する事。			○	→	→	→	→
		② 農産物の流通体系に関する事。				○	→	→	→
		③ 卸売市場に関する事(水産振興課の所管を除く)。				○	→	→	→
		④ 県外事務所(流通情報課)に関する事。					○	→	→
	農村振興課	① 農地法に基づく農地転用許可に関する事。						○	→
	農業経済課	① 農業制度金融の貸付け認定、利子補給及び総合調整に関する事。				○	→	→	→
	経営技術課	① 農産物の災害復旧対策に関する事。				○	→	→	→
	農産園芸課	① 主要農作物の種子対策等に関する事。					○	→	→
		② 農産物の生産振興に関する事。					○	→	→
	畜産課	① 家畜伝染病発生時の情報収集、連絡調整や指導に関する事。			○	→	→	→	→
	農地整備課	① 農地及び農業用施設の復旧に関する事。		○	→	→	→	→	→

部局等名	課等名	業務内容	業務開始目標時点と実施期間							
			1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	
		② 国営事業との情報収集、連絡調整に関すること。				○	→	→	→	
		③ 土地改良区との情報収集、連絡調整に関すること。				○	→	→	→	
		④ 農業農村整備事業の新規計画、計画変更に関すること。						○	→	
		⑤ 土地改良法に関すること。							○	
		農地保全課	① 農地及び農業用施設の災害復旧業務に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
		② 農業農村整備事業の積算システムに関すること。				○	→	→	→	
土木部	監理課	① 土木行政総合システム事務に関すること。				○	→			
		② 電子入札システム事務に関すること。				○	→	→	→	
		③ 建設業許可審査・入札参加資格申請等の事務に関すること。							○	
	道路維持課	① 異常気象時における道路の通行規制等の広報連絡に関すること。	○	→	→	→	→	→	→	
		② 道路情報総合システムに関すること。	○	→	→	→	→	→	→	
		② 道路災害復旧に関すること。	○	→	→	→	→	→	→	
		③ 市町村道の交通規制に関すること。	○	→	→	→	→	→	→	
	河川課	① 管理事務(河川、水門、海岸)に関すること。		○	→	→	→	→	→	
		② 災害査定等事務(県工事、市町村工事)に関すること。							○	
		③ 公共土木施設災害報告等事務に関すること。	○	→	→	→	→	→	→	
		④ 洪水予報事務に関すること。	○	→	→	→	→	→	→	
		⑤ 河川浸水被害状況報告事務に関すること。	○	→	→	→	→	→	→	
		⑥ 河川情報システム管理事務に関すること。	○	→	→	→	→	→	→	
		⑦ ダム管理事務(利水ダムを含む)に関すること。	○	→	→	→	→	→	→	
		⑧ 災害待機事務(洪水予報・ダム管理等含む)に関すること。	○	→	→	→	→	→	→	
	砂防課	① 河川砂防情報システム維持管理事務に関すること。	○	→	→	→	→	→	→	
		② 災害関連対策事業、砂防激甚災害対策特別緊急事業等に関する事務に関すること。				○	→	→	→	
		③ 土砂災害警戒情報に関する事務に関すること。	○							
	港湾空港課	① 手戻調査、応急処置、報告に関すること。		○	→	→	→	→	→	
		② 港湾災害復旧事業の調査、報告申請に関すること。		○	→	→	→	→	→	
		③ 港湾の管理に関すること。						○	→	
		④ 空港の管理に関すること。	○	→	→					
	都市計画課	① 区画整理事業に係る市町村及び国との調整に関すること。					○	→		
		② 生活排水対策事業に係る市町村及び国との調整に関すること。				○	→			
		③ 公園施設の復旧に関すること	○	→	→	→	→	→	→	
	建築課	① 宅地建物取引業務(免許・登録・苦情相談等)に関すること。				○	→	→	→	
		② 建築基準法等に基づく建築物等の審査及び検査に関すること。			○	→	→	→	→	
		③ 建築士及び建築士事務所の登録・更新事務に関すること。					○	→	→	
		④ 開発許可関連業務に関すること。				○	→	→	→	
		⑤ 県営住宅の管理業務(入退去、家賃、電算、維持修繕等)に関すること。							○	
		⑥ 県営住宅の整備業務(交付金申請、進行管理等)に関すること。							○	
	国体・全国障害者スポーツ大会局	総務企画課	① 報道機関への対応に関すること。			○	→	→	→	→
			② 関係機関との連絡調整に関すること。				○	→	→	→
			③ 災害状況への対応等に関する広報(HP)に関すること。					○	→	→

部局等名	課等名	業務内容	業務開始目標時点と実施期間							
			1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	
	全国障害者スポーツ大会課	① 関係機関との連絡調整に関する事。				○	→	→	→	
	施設調整課	① 関係機関との連絡調整に関する事。				○	→	→	→	
	競技式典課	① 関係機関との連絡調整に関する事。				○	→	→	→	
	競技力向上対策課	① 関係機関との連絡調整に関する事。				○	→	→	→	
出納局	会計課	① 財務会計システム及び電子収納システムの維持・運用業務に関する事。	○	→	→	→	→	→	→	
		② 公金の出納管理(支払設定・承認等)業務に関する事。		○	→	→	→	→	→	
		③ 債権管理及び資金管理等業務に関する事。			○	→	→	→	→	
		④ 支出命令等の審査業務に関する事。				○	→	→	→	
		⑤ 国費の支出等業務に関する事。				○	→	→	→	
		⑥ 収入証紙に関する業務に関する事。					○	→	→	
		⑦ 住民税・所得税及び社会保険料支払業務に関する事。							○	
	管財課	① 庁舎、電源、電話、水道のライフライン関係の維持業務に関する事。					○	→	→	
		② 集中管理車の配車等業務に関する事。					○	→	→	
		③ 物品の購入調達等業務に関する事。					○	→	→	
教育庁	総務福利課	① 報道機関への対応に関する事。		○	→	→	→	→	→	
		② 災害状況や対応等に関する広報(ホームページの運用)活動等に関する事。					○	→	→	
		③ 教育委員会の会議に関する事。				○	→	→	→	
		④ 教職員等住宅の応急復旧に関する事。							○	
	学校施設課	① 県立学校の施設及び設備の災害復旧事業に関する事。				○	→	→	→	
		② 市町村立学校の施設及び設備の災害復旧事業に関する事。				○	→	→	→	
	教職員課	① 学校職員の任免、給与その他人事に関する事。						○	→	
	義務教育課	① 公立小・中学校及び特別支援学校の授業実施に係る支援に関する事。							○	→
		② 児童生徒のケアに関する業務に関する事。					○	→	→	
		③ 災害救助法に基づく教科書及び学用品の調達及び給与に関する事。								○
	高校教育課	① 県立中学校・高校の授業実施に係る支援に関する事。							○	→
		② 生徒のケアに関する業務に関する事。					○	→	→	
		③ 災害救助法に基づく教科書及び学用品の調達及び給与に関する事。								○
	保健体育課	① 通学路の被災状況の安全確認に関する事。					○	→	→	
		② 通学路の安全確保に必要な支援策の連絡・調整に関する事。					○	→	→	
	文化財課	① 災害復旧開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱調整に関する事。					○	→	→	
	県立病院局	県立病院課	① 県立病院の管理運営に関する事。	○	→	→	→	→	→	→
② 診療情報システム及び財務会計システムの維持・運用業務に関する事。			○	→	→	→	→	→	→	
工業用水道部	工業用水課	① 公営企業会計システムの維持・運用業務に関する事				○	→	→	→	
		② 工業用水の供給に関する事。		○	→	→	→	→	→	
		③ 各種手続きに関する事。(給水施設工事検査等)					○	→	→	
		④ 工業用水道部所管の施設の被害復旧の調査に関する事			○	→	→	→	→	
		⑤ 受水事業所内給水施設の被害復旧の調査に関する事					○	→	→	
		⑥ 水質検査に関する事	○	→	→	→	→	→	→	

鹿児島県業務継続計画 非常時優先業務一覧表

(地域振興局・支庁及び教育事務所)

地域振興局・支庁等の非常時優先業務一覧表【応急業務】

○ 共通業務

「○」は業務の開始を、「→」は業務の継続を表す。

振興局・支庁等 担当課	業 務 内 容	業務開始目標時点と実施期間						本庁 担当課	
		1時間 以内	3時間 以内	12時間 以内	1日 以内	3日 以内	1週間 以内		2週間 以内
/	① 職員の非常配備及び緊急参集に関する事。	○	→	→	→	→	→	/	
	② 職員の安否確認に関する事。	○	→	→	→	→	→		
	③ 指揮命令系統の確立に関する事。	○	→						
	④ 執務室の安全確認及び保全措置に関する事。	○	→	→					
	⑤ 使用可能な所属内の業務資源の確認に関する事。		○	→	→				
	⑥ 参集職員からの情報収集に関する事。	○	→	→	→	→	→		→

○ 個別業務

「○」は業務の開始を、「→」は業務の継続を表す。

振興局・支庁等 担当課	業 務 内 容	業務開始目標時点と実施期間						本庁 担当課
		1時間 以内	3時間 以内	12時間 以内	1日 以内	3日 以内	1週間 以内	
総務企画課	① 各課及び関係機関の情報の収集及び連絡に関する事。	○	→	→	→	→	→	危機管理課
	② 被害報告の作成及び報告に関する事。	○	→	→	→	→	→	危機管理課 災害対策課
	③ 無線通信の運用及び保守に関する事。	○	→	→	→	→	→	災害対策課
	④ 県有財産の被害の調査に関する事。		○	→	→	→	→	財政課
	⑤ 本庁と出先機関及び市町村とを結ぶ情報通信ネットワークの運用に関する事。	○	→	→	→	→	→	情報政策課
	⑥ 庁舎、電源、電話、水道のライフライン関係の維持業務に関する事。					○	→	管財課
県税課等	① 災害による県税の減免に関する事。						○	税務課
健康企画課	① 危機管理対策に係る関係機関・団体との連絡調整に関する事。	○	→	→	→	→	→	保健医療福祉課
	② 被災地への支援職員(保健所職員等)の派遣調整に関する事。		○	→	→	→	→	保健医療福祉課
	③ り災者の医療救護に関する事。	○	→	→	→	→	→	保健医療福祉課
	④ 災害救護事務(死体検案を含む。)に関する事。	○	→	→	→	→	→	保健医療福祉課
	⑤ 被災地における医療ニーズの把握に関する事。	○	→	→	→	→	→	保健医療福祉課
	⑥ 感染症予防に関する事。				○	→	→	健康増進課
	⑦ 感染症の発生状況等の調査及び報告に関する事。				○	→	→	健康増進課
	⑧ 被災地における栄養指導等に係る連絡調整業務に関する事。				○	→	→	健康増進課
	⑨ 特定動物飼養施設の被災情報収集及び被災動物の相談対応に関する事。(鹿児島、熊本)		○	→	→	→	→	生活衛生課
	⑩ 地域包括支援センターの被災情報収集及び支援に関する事。		○	→	→	→	→	高齢者生き生き推進課
	⑪ 要支援者(難病・小児慢性特定疾病)の避難に関する事。	○	→	→	→	→	→	健康増進課 子ども家庭課
	⑫ 救急用医薬品、衛生資材及び防疫薬剤の調整及びあっせんに関する事。(鹿児島・熊本)		○	→	→	→	→	業務課
	⑬ 血液の確保に関する事。(鹿児島、熊本)		○	→	→	→	→	業務課
	⑭ り災した妊産婦や乳幼児の援護に関する事。	○	→	→	→	→	→	子ども家庭課
衛生・環境課(室)	① 特定動物飼養施設の被災情報収集及び被災動物の相談対応に関する事。		○	→	→	→	→	生活衛生課
	② 救急用医薬品、衛生資材及び防疫薬剤の調整及びあっせんに関する事。		○	→	→	→	→	業務課
	③ 血液の確保に関する事。		○	→	→	→	→	業務課
地域保健福祉課	① 認可外保育施設の被害の調査及び対策に関する事。		○	→	→	→	→	子育て支援課
	② 医療機関との連絡及び医療機関への指示に関する事。	○	→	→	→	→	→	保健医療福祉課 障害福祉課
	③ 社会福祉施設(障害者支援施設、老人福祉施設及び児童福祉施設)の被災情報収集に関する事。	○	→	→	→	→	→	障害福祉課 高齢者生き生き推進課 子ども家庭課 子育て支援課

振興局・支庁等 担当課	業 務 内 容	業務開始目標時点と実施期間						本庁 担当課	
		1時間 以内	3時間 以内	12時間 以内	1日 以内	3日 以内	1週間 以内		2週間 以内
	④ 被災した社会福祉施設(障害者支援施設, 老人福祉施設及び児童福祉施設)への支援に関する事。	○	→	→	→	→	→	障害福祉課 高齢者生き生き推進課 子ども家庭課 子育て支援課	
	⑤ 被災施設に係る入所者の受け入れ先調整を行う県及び市町村の支援に関する事。		○	→	→	→	→	高齢者生き生き推進課 障害福祉課 子ども家庭課	
	⑥ り災した要保護児童等の援護に関する事。	○	→	→	→	→	→	子ども家庭課	
	⑦ り災した母子世帯及び父子世帯の援護に関する事。	○	→	→	→	→	→	子ども家庭課	
	⑧ り災した経過観察中の精神障害者の状況確認及び相談・支援に関する事。		○	→	→	→	→	障害福祉課	
	⑨ 備蓄物資の供給・配付に関する事。				○	→	→	社会福祉課	
	農林水産総務課 (支庁林務水産課)	① 漁港施設等の被害の調査に関する事。				○	→	→	漁港漁場課
		② 漁港漁場施設等の復旧等応急措置に関する事。				○	→	→	漁港漁場課
		③ 緊急輸送施設の確保に関する事。		○	→	→	→	→	漁港漁場課
④ 漁港及び海岸保全施設の津波・高潮対策に関する事。		○	→	→	→	→	→	漁港漁場課	
⑤ 災害時における公有水面に関する事。			○	→	→	→	→	漁港漁場課	
⑥ 漁港及び海岸保全施設の被害情報収集・報告に関する事。			○	→	→	→	→	漁港漁場課	
農政普及課	① 農業関係の被害の調査及び報告に関する事。		○	→	→	→	→	農政課 経営技術課	
	② 卸市場施設の被害の調査及び報告に関する事。		○	→	→	→	→	農政課	
	③ 開拓財産等の被害の調査及び応急対策に関する事。		○	→	→	→	→	農村振興課	
	④ 農業協同組合施設等共同利用施設の被害の調査に関する事。		○	→	→	→	→	農業経済課	
	⑤ 保管されている農産物の安全対策に関する事。					○	→	→	経営技術課
	⑥ 農業災害技術対策の推進に関する事。					○	→	→	経営技術課
	⑦ 家畜及び家さん並びに畜産施設の被害の調査に関する事。		○	→	→	→	→	畜産課	
農村整備課	① 農地, 農業用施設及び海岸保全施設の被害の調査並びに応急対策に関する事。		○	→	→	→	→	農地整備課 農地保全課	
	② 土地改良財産の被害の調査及び応急対策に関する事。		○	→	→	→	→	農地整備課	
	③ 農地海岸保全区域の被害調査及び応急対策に関する事。		○	→	→	→	→	農地整備課 農地保全課	
	④ 農業用施設の緊急被災調査・点検に関する事。		○	→	→	→	→	農地保全課	
	⑤ 農地緊急防災点検に関する事。		○	→	→	→	→	農地保全課	
林務水産課 (地域振興局)	① 林業関係の被害の調査及び報告に関する事。		○	→	→	→	→	環境林務課	
	② 漁業関係の被害の調査及び報告に関する事。		○	→	→	→	→	水産振興課	
建設総務課 (支庁建設課)	① 土木復旧事業の総括に関する事。	○	→	→	→	→	→	河川課	
	② 住民の避難場所の確保(吉野公園)に関する事。(鹿児島)		○	→	→	→	→	都市計画課	
	③ 水防法(昭和24年法律第193号)に基づく諸対策に関する事。	○	→	→	→	→	→	河川課	
土木建築課 (支庁建設課)	① 関係機関との連絡調整に関する事。	○	→	→	→	→	→	監理課	
	② 道路及び橋りょう等の被害の調査に関する事。		○	→	→	→	→	道路建設課 道路維持課	
	③ 道路の災害予防及び応急措置に関する事。				○	→	→	道路建設課 道路維持課	
	④ 災害時における道路及び橋りょう等の使用に関する事。		○	→	→	→	→	道路維持課	
	⑤ 緊急輸送道路の確保に関する事。		○	→	→	→	→	道路維持課	
	⑥ 公園等の都市施設の被害の調査及び対策に関する事。		○	→	→	→	→	都市計画課	
	⑦ 住民の避難場所の確保(吉野公園)に関する事。(鹿児島)		○	→	→	→	→	都市計画課	
	⑧ 建築物の災害復旧の技術指導に関する事。					○	→	→	建築課
	⑨ 建築物及び宅地の被害の調査に関する事。		○	→	→	→	→	→	建築課

振興局・支庁等 担当課	業 務 内 容	業務開始目標時点と実施期間							本庁 担当課
		1時間 以内	3時間 以内	12時間 以内	1日 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	
	⑩ 県営住宅の被害の調査及び対策に関すること。		○	→	→	→	→	→	建築課
河川港湾課 (支庁建設課)	① 港湾, 空港, 漁港漁場施設等の被害情報の収集・報告に関する こと。		○	→	→	→	→	→	漁港漁場課 港湾空港課
	② 港湾, 空港, 漁港漁場施設等の復旧等応急措置に関するこ と。				○	→	→	→	漁港漁場課 港湾空港課
	③ 港湾, 空港, 漁港漁場施設等の緊急輸送施設の確保に関する こと。		○	→	→	→	→	→	漁港漁場課 港湾空港課
	④ 河川, ダム及び海岸の被害の調査に関すること。		○	→	→	→	→	→	河川課 砂防課
	⑤ 水防法(昭和24年法律第193号)に基づく諸対策に関すること。	○	→	→	→	→	→	→	河川課
	⑥ 水位, 流量その他の情報に関すること。	○	→	→	→	→	→	→	河川課
	⑦ 河川施設等の応急措置に関すること。				○	→	→	→	河川課
	⑧ 砂防関係事業に係る被害の調査に関すること。		○	→	→	→	→	→	砂防課
	⑨ 砂防関係施設等の応急措置に関すること。				○	→	→	→	砂防課
	⑩ 津波及び高潮対策に関すること。	○	→	→	→	→			河川課 港湾空港課
教育事務所 総務課	① 所の総括に関すること。	○	→	→	→	→	→	→	総務福利課
	② 教職員住宅の被害の調査及び教職員の安否の確認に関する こと。	○	→	→	→	→	→	→	総務福利課
	③ 本庁との連絡に関すること。	○	→	→	→	→	→	→	総務福利課
	④ 職員の動員及び調整に関すること。		○	→	→	→	→	→	総務福利課
教育事務所 指導課	① 災害に係る児童及び生徒の被害の調査及び対策の取りまとめ に関すること。		○	→	→	→	→	→	総務福利課
	② 本庁との連絡に関すること。	○	→	→	→	→	→	→	総務福利課
	③ 児童及び生徒の避難その他の対策に関すること。		○	→	→	→	→	→	義務教育課
	④ 授業に係る措置に関すること。					○	→	→	義務教育課
	⑤ 公立小・中学校の緊急時の授業の実施状況の把握及び支援 (授業再開を含む。)に関すること。						○	→	義務教育課
教育事務所 管理課	① 教職員の安否の確認に関すること。	○	→	→	→	→	→	→	総務福利課

地域振興局・支庁等の非常時優先業務一覧表 【優先すべき通常業務】

○ 共通業務

「○」は業務の開始を、「→」は業務の継続を表す。

振興局・支庁等 担当課	業 務 内 容	業務開始目標時点と実施期間							本庁 担当課
		1時間 以内	3時間 以内	12時間 以内	1日 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	
/	① 予算関係事務に関すること。					○	→	→	/
	② 会計事務(収入・支払等)に関すること。					○	→	→	
	③ 文書の発送等に関すること。					○	→	→	
	④ 庶務事務に関すること。		○	→	→	→	→	→	
	⑤ 情報公開に関すること。					○	→	→	
	⑥ 議会関係事務に関すること。					○	→	→	

○ 個別業務

「○」は業務の開始を、「→」は業務の継続を表す。

振興局・支庁等 担当課	業 務 内 容	業務開始目標時点と実施期間							本庁 担当課
		1時間 以内	3時間 以内	12時間 以内	1日 以内	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	
総務企画課	① 防災行政無線に関すること。	○	→	→	→	→	→	→	災害対策課
	② 高圧ガス、液化石油ガス、火薬類及び猟銃の製造、販売等の規制に関すること。(火薬類以外は大島)	○	→	→	→	→	→	→	消防保安課
	③ パスポート業務に関すること。(北薩)				○	→	→	→	国際交流課
	④ 自然公園管理業務許可等に関すること。(大島)						○	→	自然保護課
県税課等	① 県税収入管理業務に関すること。							○	税務課
健康企画課	① 生活保護法に係る各種支払い及び調定・収入に関すること。					○	→	→	社会福祉課
	② 保健師助産師看護師法の施行に関すること(保健師、助産師、看護師及び准看護師免許申請・交付、准看護師試験の実施に関する事務)。						○	→	医師・看護人材課
	③ 管理栄養士、栄養士、調理師免許申請・交付に関する業務に関すること。						○	→	健康増進課
	④ 水質汚濁状況の把握、対策に関すること。(鹿児島、熊本)	○	→	→	→	→	→	→	環境保全課
	⑤ 食中毒、レジオネラ症等の対応に関すること。(鹿児島、熊本)				○	→	→	→	生活衛生課
	⑥ 食品衛生関係苦情・県民相談対応に関すること。(鹿児島、熊本)					○	→	→	生活衛生課
	⑦ 動物咬傷事故等の対応・被災動物相談対応に関すること。(鹿児島、熊本)					○	→	→	生活衛生課
	⑧ 血液供給体制(血液センターとの連携)に関すること。(鹿児島・熊本)				○	→	→	→	薬務課
	⑨ 毒物劇物の流出事故等の対応に関すること。(鹿児島・熊本)				○	→	→	→	薬務課
	⑩ 薬局等の指導に関すること。(鹿児島・熊本)				○	→	→	→	薬務課
	⑪ 免許事務(医薬品医療機器等法、薬剤師法、毒物劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法等)に関すること。(鹿児島・熊本)						○	→	薬務課
	⑫ 小児慢性特定疾病医療費支給申請に関すること。					○	→	→	子ども家庭課
	⑬ 不妊治療費助成申請・相談事務に関すること。					○	→	→	子育て支援課
	⑭ 特定医療費(指定難病)支給申請に関すること。					○	→	→	健康増進課
	⑮ 肝炎治療費助成事業に関すること。					○	→	→	健康増進課
衛生・環境課(室)	① 水質汚濁状況の把握、対策に関すること。	○	→	→	→	→	→	→	環境保全課
	② 食中毒、レジオネラ症等の対応に関すること。				○	→	→	→	生活衛生課
	③ 食品衛生関係苦情・県民相談対応に関すること。					○	→	→	生活衛生課
	④ 動物咬傷事故等の対応・被災動物相談対応に関すること。					○	→	→	生活衛生課
	⑤ 血液供給体制(血液センターとの連携)に関すること。				○	→	→	→	薬務課
	⑥ 毒物劇物の流出事故等の対応に関すること。				○	→	→	→	薬務課
	⑦ 薬局等の指導に関すること。				○	→	→	→	薬務課
	⑧ 免許事務(医薬品医療機器等法、薬剤師法、毒物劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法等)に関すること。						○	→	薬務課

振興局・支庁等 担当課	業 務 内 容	業務開始目標時点と実施期間						本庁 担当課	
		1時間 以内	3時間 以内	12時間 以内	1日 以内	3日 以内	1週間 以内		2週間 以内
	⑨ 産業廃棄物の不法投棄への対応(著しい環境汚染のあるもの)に関すること。					○	→	→	廃棄物・リサイクル対策課
地域保健福祉課	① 病院、診療所等の指導に関すること。	○	→	→	→	→	→	→	保健医療福祉課
	② 医療法、医師法等の施行に関すること。				○	→	→	→	保健医療福祉課
	③ 臨時診療所等の設置、廃止、変更に関すること。	○	→	→	→	→	→	→	保健医療福祉課
	④ 医療安全支援センターに関すること。				○	→	→	→	保健医療福祉課
	⑤ 医療法人の設立認可等及び指導に関すること。							○	保健医療福祉課
	⑥ 社会福祉施設(障害者支援施設、老人福祉施設、児童福祉施設及び介護保険施設)等への助言及び指導に関すること。	○	→	→	→	→	→	→	障害福祉課 高齢者生き生き推進課 子ども家庭課 社会福祉課 子育て支援課
	⑦ 措置入院命令及び移送業務に関すること。				○	→	→	→	障害福祉課
	⑧ 児童虐待防止対策事務(要保護児童対策)に関すること。				○	→	→	→	子ども家庭課
	⑨ 母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付事務に関すること。						○	→	子ども家庭課
	⑩ 生活保護システムの維持・運用に関する業務に関すること。					○	→	→	社会福祉課
	⑪ 配偶者暴力相談支援センターに関すること。					○	→	→	青少年男女共同参画課 子ども家庭課
農林水産総務課 (支庁林務水産課)	① 漁港の管理に関すること。				○	→	→	→	漁港漁場課
農政普及課	① 農産物の流通体系に関すること。				○	→	→	→	農政課
	② 農産物の被害対策に関すること。				○	→	→	→	農政課 経営技術課
農村整備課	① 農地及び農業用施設の復旧に関すること。		○	→	→	→	→	→	農地整備課 農地保全課
	② 国営事業との情報収集、連絡調整に関すること。				○	→	→	→	農地整備課
	③ 土地改良区との情報収集、連絡調整に関すること。				○	→	→	→	農地整備課
	④ 農業農村整備事業の新規計画、計画変更に関すること。						○	→	農地整備課
	⑤ 土地改良法に関すること。							○	農地整備課
林務水産課 (地域振興局)	① 林業用施設の復旧に関すること。		○	→	→	→	→	→	森づくり推進課 かごしま材振興課
建設総務課 (支庁建設課)	① 港湾の管理に関すること。	○	→	→	→	→	→	→	港湾空港課
	② 空港の管理に関すること。	○	→	→	→	→	→	→	港湾空港課
	③ 異常気象時における道路の通行規制等の広報連絡に関する こと。	○	→	→	→	→	→	→	道路維持課
	④ 県営住宅の管理業務(入退去、家賃、電算、維持修繕等)に 関すること。							○	建築課
	⑤ 管理事務(河川、水門、海岸)に関すること。		○	→	→	→	→	→	河川課
	⑥ 災害査定等事務(県工事、市町村工事)に関すること。				○	→	→	→	河川課
土木建築課 (支庁建設課)	① 県管理道路の交通規制に関すること。	○	→	→	→	→	→	→	道路維持課
	② 道路災害復旧に関すること。	○	→	→	→	→	→	→	道路維持課
	③ 市町村道の交通規制に関すること。	○	→	→	→	→	→	→	道路維持課
	④ 公園施設の復旧に関すること	○	→	→	→	→	→	→	都市計画課
	⑤ 建築基準法等に基づく建築物等の審査及び検査に関する こと。			○	→	→	→	→	建築課
河川港湾課 (支庁建設課)	① 漁港災害復旧事業の調査、報告申請に関すること。		○	→	→	→	→	→	漁港漁場課
	② 漁港災害の手戻調査、応急処置、報告に関すること。		○	→	→	→	→	→	漁港漁場課
	③ 港湾災害復旧事業の調査、報告申請に関すること。		○	→	→	→	→	→	港湾空港課
	④ 港湾災害の手戻調査・報告、応急処置に関すること。		○	→	→	→	→	→	港湾空港課
	⑤ 災害関連緊急砂防等事業、砂防激甚災害対策特別緊急事業 等に関する事務に関すること。				○	→	→	→	砂防課
	⑥ 土砂災害警戒情報に関する事務に関すること。	○	→	→	→	→	→	→	砂防課

振興局・支庁等 担当課	業 務 内 容	業務開始目標時点と実施期間						本庁 担当課	
		1時間 以内	3時間 以内	12時間 以内	1日 以内	3日 以内	1週間 以内		2週間 以内
	⑦ 河川災害復旧事業の調査、報告申請に関すること。		○	→	→	→	→	河川課	
	⑧ 河川災害の手戻調査、報告、応急処置に関すること。		○	→	→	→	→	河川課	
教育事務所 総務課	① 教職員の任免、給与及び所内の人事に関すること。						○	→	総務福利課 教職員課
教育事務所 指導課	① 報道機関への対応に関すること。		○	→	→	→	→	→	総務福利課
	② 公立小・中学校の授業実施に係る支援に関すること。						○	→	義務教育課
	③ 児童及び生徒のケアに関する業務に関すること。					○	→	→	義務教育課
教育事務所 管理課	① 教職員の任免、給与及び人事に関すること。						○	→	教職員課
鹿児島県証紙条例施 行規則別表2の右欄 に掲げる職が属する 課	① 収入証紙業務に関すること。					○	→	→	会計課